

議案第 74 号

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 2 項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 人又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。

第 14 条中「平成 25 年川崎市条例第 60 号」の次に「。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。」を加える。

第64条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第65条第5項中「第193条第1項」を「第193条第10項」に、「指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定複合型サービス）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護）」に改める。

第80条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第85条に次の1号を加える。

- (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

第86条に次の1項を加える。

- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性の

とれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第141条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第99条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第102条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第111条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第111条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、関係する市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第102条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第112条第2項第6号中「次条において準用する第40条第2項」を「前

条第2項」に改める。

第113条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に改める。

第115条第1項中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第119条に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第130条第2項第7号中「第40条第2項」を「第111条の2第2項」に改める。

第131条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に、「第111条」を「第111条の2」に、「を「療養通所介護従業者」を「とあるのは「療養通所介護従業者」と、第111条の2第4項中「第102条第4項」とあるのは「第119条第4項」に改める。

第135条中「から第41条まで」を「、第41条」に改める。

第136条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第140条に次の1号を加える。

(6) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

第141条に次の1項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者

の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

第165条に次の1項を加える。

- 2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができる。

第182条中「若しくは」を「、」に改め、「指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）」の次に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第188条中「「看護職員」と」の次に「、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第217条第3項を削る。

第218条第2項第2号ア中「、利用者」の次に「の数」を加え、「のうち

要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数」を「の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」に改め、「又はその端数を増すごとに1人並びに介護予防サービスの利用者のうち同項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10人」を削る。

第223条を次のように改める。

#### 第223条 削除

第236条第2項第8号及び第247条第2項第10号を削る。

第248条中「第222条」の次に「、第224条」を加える。

第258条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研さんに励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定通所介護事業者が指定通所介護事業所の設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合にそのサービス内容を届け出ることとすること、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた場合に利用定員を超えて指定短期入所生活介護を行えることとすること等のため、この条例を制定するものである。